

## 日本シルク学会誌投稿規程

第1条 投稿者は正会員または名誉会員に限る。ただし、共著の場合は非会員を含むことができるが、第一著者は正会員又は名誉会員に限る。

### 第2条 投稿原稿

投稿原稿は、製糸からシルク製品及び絹蛋白質利用に至るシルクに関する価値ある内容で、他の出版物にすでに掲載あるいは投稿されていないものに限る。

### 第3条 投稿原稿の種類

1. 投稿原稿の種類は、以下のものとする。

(1) 論文 (2) 総説 (3) 解説 (4) 資料 (5) 随筆・その他

2. 投稿原稿の種類ごとの内容は、以下のとおりとする。

(1) 論文

論文の種別は、①「学術論文」②「技術論文」③「短報」とし、論文は和文又は英文とする。

①学術論文

「学術論文」は、独創性、新規性に富み、重要な発見・結論を有するもの。

②技術論文

「技術論文」は、技術に重点をおいた内容で、有益なデータ、材料の改良、他分野への応用・可能性に価値が認められるもの。ただし、単なるデータの蓄積、材料や技術の比較等の場合は、「資料」とする。

③短報

「短報」は、理論・実験・技術における新しい進歩を速報するもの。将来において充実した論文に完成させることを前提としたもの。

(2) 総説

シルクに関する研究・技術等について総合的に論じたもの。

(3) 解説

シルクに関する研究・技術等についてわかり易く述べたもの。

(4) 資料

シルクに関連の深い研究、参考資料、情報、調査結果等で、利用価値の高いもの。

(5) 随筆・その他

回想、見聞記、提案、意見、報告など。

### 第4条 依頼原稿

編集委員会は、執筆者を選定し原稿を依頼することができる。依頼原稿の種類は、第3条に掲げた総説、解説、資料、および随筆・その他とする。執筆依頼の対象は会員に限らない。依頼原稿には、別途定めた原稿料を支払う。

第5条 投稿原稿の長さは、原則として刷り上がり8ページ以内とする。ただし、短報は、原則として刷り上がり3ページ以内とする。依頼原稿の長さは、編集委員会で決定する。

第6条 投稿原稿は、1名以上の審査員による査読を行い、その結果に基づき投稿原稿の採否を編集委員長が決める。編集委員長は必要に応じ、原稿の種類及び種別の変更並びに原稿の内容の訂正を求めることがある。編集委員長が、投稿原稿を受け取った年月日を受領年月日として、また、採択と決定した年月日を受領年月日として、それぞれ審査終了後の原稿に追記する。

依頼原稿は、原則として査読を行わないが、原稿の種類及び種別の変更並びに原稿の内容の訂正を求めることがある。

第7条 原稿は、e-mail添付ファイルとして、所定の送り状とともに指定のe-mailアドレスに投稿する。ただし、e-mail不可の場合は、編集委員会の指示に従う。

第8条 原稿は日本シルク学会ホームページ ([http://jssst.sakura.ne.jp/htdocs/?page\\_id=17](http://jssst.sakura.ne.jp/htdocs/?page_id=17)) にある原稿作成要領に従い作成する。ただし、(2) 総説 (3) 解説 (4) 資料 (5) 随筆・その他については、英文アブストラクトは不要とし、英文題目、英文著者名、及び英文キーワードは記載する。

第9条 提出した原稿、図、写真、FD、CD等は原則として返却しない。

第10条 掲載料はJ-STAGE 登載料を含め1編2,000円とする。ただし、特殊な写真等を希望する場合及び別刷りを希望する場合は、実費を徴収する。

第11条 著作権：掲載原稿の著作権は学会に帰属する。これらの一部又は全部を記載、又は複写配布する場合は、事前に編集委員長の許可を要する。

第12条 この規程は、本会委員会の議決を経て変更することができる。

#### 附 則

1. この規程は平成4年12月4日から施行する。
2. この規程は平成18年5月21日に一部改正する。
3. この規程は平成19年5月18日に一部改正する。
4. この規程は平成20年4月23日に一部改正する。
5. この規程は平成24年6月2日に一部改正する。
6. この規定は平成28年7月22日に一部改正する。